

仙台市防災会議条例

昭和37年12月24日

仙台市条例第37号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、仙台市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 仙台市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 仙台市（以下「市」という。）の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てるものとし、その定数は75人以内とする。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
 - (3) 宮城県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 宮城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市の地域において業務を行う公共的団体に属する者のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 市の教育長
 - (8) 市の消防長及び消防団長
 - (9) 市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、防災に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験のある者又は市の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に、幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理するものとする。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(昭和38年3月規則第6号で、昭和38年3月30日から施行)

附 則 (昭62.9 改正)

この条例は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則 (昭63.2 改正)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則 (昭63.12 改正)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 (平元.3 改正)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平11.12 改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平24.3 改正)

この条例は、公布の日から施行する。